

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境保全課	
許 認 可 等 名	土地の形質の変更の施行方法が、規則第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に適合する旨の確認	
根 拠 法 令	土壤汚染対策法施行規則	
根 拠 条 項	第50条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
審 査 基 準	<p>・土壤汚染対策法施行規則 第50条 第50条 法第12条第1項第2号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。 一～二 (略) 三 土地の形質の変更であって、その施行方法が第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの</p> <p>・土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準（平成31年環境省告示第5号）は別紙のとおり。</p>	
	参 考 事 項	土壤汚染対策法施行令第10条により市長が行うこととされている (別紙のとおり。)
	設 定 等 年 月 日	令和3年1月26日設定 (令和 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数30日 (休日を含む) (設定しないものについてはその理由)
	設 定 等 年 月 日	令和3年1月26日設定 (令和 年 月 日最終変更)

審查基準

基 準